

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	対象世帯に対する医療費負担の軽減を図ることを目的とし、みやこ町子ども医療費の支給に関する条例(平成18年みやこ町条例第129号)の規定に基づき、医療費の助成を行うもの。 ①子ども医療費助成の認定申請の受付に関する事務 ②資格認定に必要な情報の照会に関する事務 ③受給資格認定の審査に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤子ども医療費助成の支給に関する事務 ⑥受給者資格認定の更新手続に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務
③システムの名称	1. Acrocity福祉総合システム 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費支給情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. みやこ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号法条例」という。)(平成27年みやこ町条例第22号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】1. 番号法第19条第9号 2. 番号法条例第4条第1項 【情報提供の根拠】なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2516

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーが記載された届書等は、鍵付きのキャビネットに厳重に保管・管理している。 ・マイナンバーを手入力で登録する際は、事務担当者の複数人での作業及びダブルチェックにて確認している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるようアクセス権限を実施している。 ・システムへのアクセス権限を利用する事務担当職員ごとにログインIDとパスワードを設定し、ログイン時に生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康づくり課	保健福祉課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 荒巻 誠	課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号824-0892 総務課 行政・改革推進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 番地電話:0930-32-2511 ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号824-0892健康づくり課 医療保険係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 番地電話:0930-32-2725 ファックス:0930-32-4563 E-mail:kenkou@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場保健福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	事後	
令和1年6月27日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	令和1年7月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	令和1年7月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		様式変更に伴う追加	事前	
令和6年1月4日	評価書名	子ども医療の支給に関する事務 基礎項目評価書	子ども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	誤記による修正
令和6年1月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	みやこ町は、子供医療の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	みやこ町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	誤記による修正
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	対象世帯に対する医療費負担の軽減を図ることを目的とし、みやこ町子ども医療費の支給に関する条例(平成18年みやこ町条例第129号)の規定に基づき、医療費の助成を行うもので、具体的な事務については以下のとおり。 ①子ども医療費助成の認定申請の受付に関する事務 ②資格認定に必要な情報の照会に関する事務 ③受給資格認定の審査に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤子ども医療費助成の支給に関する事務 ⑥受給者資格認定の更新手続に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務	対象世帯に対する医療費負担の軽減を図ることを目的とし、みやこ町子ども医療費の支給に関する条例(平成18年みやこ町条例第129号)の規定に基づき、医療費の助成を行うもので、具体的な事務については以下のとおり。 ①子ども医療費助成の認定申請の受付に関する事務 ②資格認定に必要な情報の照会に関する事務 ③受給資格認定の審査に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤子ども医療費助成の支給に関する事務 ⑥受給者資格認定の更新手続に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務	事後	誤記による修正
令和6年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法条例第4条第1項	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第9号 2. 番号法条例第4条第1項	事後	番号法の条ずれによる変更
令和6年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉課	保険福祉課	事後	誤記による修正
令和6年1月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場保健福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	事後	誤記による修正
令和6年1月4日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年1月4日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和5年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和5年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31法律第27号)第9条第2項 2. みやこ町行政手続における特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号法条例」という。)(平成27年みやこ町条例第22号)第4条第1項	1. 番号法第9条第2項 2. みやこ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号法条例」という。)(平成27年みやこ町条例第22号)第4条第1項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第9号 2. 番号法条例第4条第1項	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第9号 2. 番号法条例第4条第1項 【情報提供の根拠】なし	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2516	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	様式変更に伴う追加		様式改正による変更
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	水準例の提示(保護委員会) による見直し
令和7年1月28日	V リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更